

建築物の地震に対する安全性に係る 認定を申請される方へ（ご案内）

— 建築物の耐震改修の促進に関する法律（「耐促法」）第22条第1項 —

建築物の地震に対する安全性に係る認定とは

建築物の所有者は、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができます。

認定された場合は、当該建築物や広告、契約に係る書類、宣伝用物品などに認定を受けている旨の表示ができることになり、建築物の利用者が、容易に当該建築物の耐震性の有無を確認することができます。

新耐震基準・旧耐震基準の別、用途、規模を問わず、全ての建築物が認定申請の対象となっています。

※右は認定プレートの例（掲示は建築物の所有者の任意となっています。）



認定申請書の提出について

建築物の地震に対する安全性の認定は、次のいずれかに適合していることが要件です。

- ①「現行の耐震関係規定に適合していること」
- ②「耐促法に基づく耐震診断資格者が国の定めた技術上の指針（平成18年国土交通省告示第184号）の定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられていること」

認定申請にあたり、①又は②の認定要件に応じて次の書類をご用意ください。申請書類は正本・副本の2部提出してください。（副本は認定通知書の交付時にお返しします。）

①に適合するものとして申請する場合（省令第33条第1項に基づく認定申請）

	ご用意いただく書類	記入内容など
共 通	申請書（第12号様式）	必要事項を記入してください。
	委任状（任意様式）	申請者が所有者以外の場合に添付してください。（+）
	建築基準法第12条第1項に規定する定期報告書の写し及び改善報告書又は施工状況報告書（様式第1号）	申請に係る建築物が適切に維持管理されていることを確認するために添付を求めます。
構造計算書を提出する場合 省令第33条第1項第1号	省令第33条第1項表及び第28条第1項表（ろ）項に掲げる図書	必要事項を記入してください。
	耐震関係規定適合証明書（様式20）	構造計算の結果、申請に係る建築物が現行の耐震関係規定に適合することを証するものとして添付を求めます。

(前項のつづき)

ご用意いただく書類		記入内容など
検査済証を提出する場合 省令第33条 第1項第2号	検査済証 ※平成25年国土交通省 告示第1064号（前段）	検査済証とは、現行の耐震関係規定の適用の日以降に新築等の工事に着手し、建築基準法の規定により交付を受けたものです。
	付近見取り図、配置図、各階平面図、 床面積求積図	建築物の用途や規模、建築の経緯、確認済証及び検査済証の交付番号と日付等、それぞれの図面に必要事項を記入してください。

②に適合するものとして申請する場合（省令第33条第2項に基づく認定申請）

ご用意いただく書類		記入内容など
共 通	委任状（任意様式）	申請者が所有者以外の場合に添付してください。（†）
	第三者判定機関が発行した耐震診断結果の判定書及びこれに付属する判定概要書の写し	耐震診断の結果が、法律に規定する技術指針事項に適合することを証するものとして添付を求めるものです。なお、すでに耐震改修工事を実施した建築物については、耐震改修計画についての判定書及びこれに付属する判定概要書の写しを添付してください。
	建築基準法第12条第1項に規定する定期報告書の写し及び改善報告書又は施工状況報告書（様式第1号）	申請に係る建築物が適切に維持管理されていることを確認するために添付を求めるものです。
	付近見取り図、配置図、各階平面図、 床面積求積図	建築物の用途や規模、建築の経緯、確認済証及び検査済証の交付番号と日付等、それぞれの図面に必要事項を記入してください。
耐震診断結果判定書を提出する場合 省令第33条 第2項第1号	申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・木造部分がある場合 第13号及び第6号様式 ・木造部分がない場合 第13号様式 	必要事項を記入してください。
	耐震診断実施者が有資格者であることを証する書面	法律に規定する資格を有する者による耐震診断の実施が必要です。
	第三者判定機関が発行した耐震診断結果の判定書及びこれに付属する判定概要書の写し	耐震診断の結果が、法律に規定する技術指針事項に適合することを証するものとして添付を求めるものです。なお、すでに耐震改修工事を実施した建築物については、耐震改修計画についての判定書及びこれに付属する判定概要書の写しを添付してください。
	建築物の耐震改修工事の施工状況報告書（様式第2号）	すでに耐震改修工事を実施した建築物について、耐震改修計画のとおり適切に施工されているかを確認します。

(前項の続き)

ご用意いただく書類		記入内容など
検査済証を提出する場合 省令第33条 第2項第2号	申請書（第12号様式）	必要事項を記入してください。
	検査済証 ※平成25年国土交通省 告示第1064号（後段）	検査済証とは、昭和56年6月1日以後、 現行の耐震関係規定の適用の前日までに新 築等の工事に着手し、建築基準法の規定に より交付を受けたものです。
	付近見取り図、配置図、各階平面図、 床面積求積図	建築物の用途や規模、建築の経緯、確認済 証及び検査済証の交付番号と日付等、それ ぞれの図面に必要事項を記入してくださ い。

†：所有者である法人の代表者がその法人に所属する者（従業員等）に委任する場合があります。

認定申請及び認定を受けた建築物（基準適合認定建築物）に関する注意事項

- ・申請に係る手数料は不要です。
- ・建築基準法の規定に適合していない場合は、認定することができません。
- ・耐震性があることを証明できない場合は、認定することができません。
- ・認定に当たり、必要な情報が不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・申請書類に記載された内容は、関係部署に対し、内容確認や詳細調査のために情報を提供することがあります。
- ・基準適合認定建築物が適正に管理されていない場合や、大地震等により損傷した場合などは、認定当時の耐震性が確保されていない可能性があります。この場合、岡山県が当該基準適合認定建築物の所有者に報告を求め、工事現場に立ち入り、検査を行うことがあります。
- ・認定基準に適合しなくなると認めるときは、認定を取り消すことがあります。
- ・基準適合認定建築物の認定プレートをご希望の場合は、次にお問い合わせください。

一般財団法人 日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-20 YHK ビル 3階
電話 03-5512-6451 FAX 03-5512-6455
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/nw/nwindex60.html>

問い合わせ・認定申請書の提出先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市建築指導課 建築安全推進係
電話 086-803-1445（直通）